下線部変更(平成29年2月27日)

現行

変更後

(表紙)

平成 28 年 11 月

取引所為替証拠金取引の仕組みについて

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

(追 加)

(省 略)

取引所為替証拠金取引の仕組みについて

☆ (省略)

☆ 証拠金

(1)証拠金の計算方法

<u>証拠金額は、一律方式により計算されます。</u>同一通 貨の組合せで売建玉と買建玉が両建てとなってい る場合は、必要証拠金額の多い方の建玉に対しての み証拠金額が計算されます。

一律方式では、建玉数量1枚につき取引所が定める 一定の円通貨額を掛けた金額に、建玉の値洗いおよび決済による評価損益の累積額、ロールオーバーに 伴い発生したスワップポイントの累積額を加算ま たは減算して証拠金所要額とします。

(2) (省略)

(追 加)

(表紙)

平成 29 年 2 月

取引所為替証拠金取引の仕組みについて

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格に基づき算出される金融指標の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

証拠金の額がリスクに応じて算定される方式では、東京金融取引所が算定する証拠金基準額および取引対象である為替の価格に応じて変動しますので、証拠金額の取引所為替証拠金取引の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。

(現行どおり)

取引所為替証拠金取引の仕組みについて

- ☆ (現行どおり)
- ☆ 証拠金
 - (1) 証拠金の計算方法

同一通貨組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。

証拠金所要額は、建玉数量1枚につき取引所が定める<u>証拠金基準額</u>を掛けた金額に、建玉の値洗い及び決済による評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して<u>算出</u>します。

- (2) (現行どおり)
- (3)証拠金
- ①個人のお客様

個人口座では、取引所における1枚あたりの証拠金 基準額(本説明書では、以下「取引所基準額」とい う。)は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定 元本金額の4%に相当する円価額、または、想定元 現 行 変 更 後

所基準額に基づき 4 つのレバレッジコース「1 倍」 「5 倍」「10 倍」「25 倍」があります。新規注文発注 の際に、お客様の取引手法に応じたレバレッジコー スをご選択していただけます。

②法人のお客様

法人口座では、取引所における1枚あたりの取引所 基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定 元本額にその時々の相場変動に基づいて取引所が 算出した比率を乗じて得た円価額となります。

本金額にその時々の相場変動に基づいて取引所が 算出した比率を乗じて得た円価額となります。取引

(4)~(10) (現行どおり)

☆~☆ (現行どおり)

☆課税上の取扱い

(1)個人のお客様に対する課税

本取引で発生した<u>利益</u>(手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

(現行どおり)

- (2) (現行どおり)
- (3) 支払調書

当社は、お客様が本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所<u>(所在地)</u>、氏名<u>(法人名)</u>、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

※~※ (現行どおり)

当社への取引の委託の手続きについて

- (1)~(10) (現行どおり)
- (11) 取引所に対する個人情報の提供について 金融商品取引業者は、顧客の同意に基づき、顧客 の個人情報を取引所に開示することがあります。
 - a. 個人情報の提供先(取引所)

商号 : 株式会社東京金融取引所

所在地:東京都千代田区丸の内1丁目8番2号鉄 鋼ビルディング8階

b. 提供される個人情報の内容 氏名、住所、電話番号、メールアドレス、取引ロ グイン ID、銀行口座に関する情報

(追 加)

(4)~(10) (省略)

☆~☆ (省 略)

☆益金に係る税金

(1)個人のお客様に対する課税

本取引で発生した<u>益金</u>(手仕舞いで発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。

(省 略)

- (2) (省略)
- (3) 支払調書

当社は、お客様が本取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。

※~※ (省略)

当社への取引の委託の手続きについて

(1)~(10) (省略)

(追 加)

現行	変更後
(11) (省 略) 取引所為替証拠金取引およびその委託に関する主要な用語 ◇~◇ (省 略) (追 加)	c. 提供された個人情報の利用目的 証拠金の管理・返還その他これらに関連する事項 に必要な範囲で利用します (12) (現行どおり) 取引所為替証拠金取引およびその委託に関する主要な用語 ◇~◇ (現行どおり) ◇裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど) 訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決
◇~◇ (省 略)	<u>を図る手続きをいいます。ADR ともいいます。</u> ◇~◇ (現行どおり)
金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決 (1) (省 略) (2) (省 略) (追 加) (3) (省 略) (4) 苦情処理および紛争解決 (省 略) 東京事務所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館	金融商品取引業者である当社の概要等 および苦情受付・苦情処理・紛争解決 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) 【CFD (店頭デリバティブ)取引】 当社とお客様とが相対で行う CFD (店頭デリバティブ)取引「トライオート ETF」について、オンライン取引を提供させていただいております。 (3) (現行どおり) (4) 苦情処理および紛争解決 (現行どおり) 東京事務所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館
(以下省略)	(以下現行どおり)
平成28年11月21日	平成29年2月27日